

(別紙)

## 厚生労働省の業務改善事例 (平成22年6月第5週までの報告分)

### ○改善事例1

薬物依存症の理解を深めるための「家族読本」の関係機関等でのより効果的な活用

#### 【改善点】

薬物乱用者及びその家族等が薬物依存症の理解を深めることができるよう厚生労働省が作成した「家族読本」について、関係機関等においても、より効果的・効率的に活用されるよう、関係省庁に依頼しました。

具体的には、警察を通じて被疑者や被告人が、刑事施設を通じて受刑者等が活用する啓発資材として効果的・効率的に使うことができるよう、警察庁、法務省に依頼しました。

また、刑事施設の教育担当者等への配布を、併せて依頼しました。

(参考) 「ご家族の薬物問題でお困りの方へ(家族読本)」(URL)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku\\_doikuhon.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html)

(照会先)

医薬食品局監視指導・麻薬対策課中毒係(内線2783)

## ○改善事例 2

### 労働保険の年度更新についての電子申請の利用促進

#### 【改善点】

現在、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入している事業主の皆様からの労働保険の年度更新申告書（※）を受け付けています。

この手続について、より多くの方に電子申請をご利用いただけるよう、電子申請を行う際の手順を分かりやすく記載した手続マニュアルを作成し、電子政府の総合窓口「e-Gov」のホームページに掲載しました。

※ 「労働保険の年度更新」とは、労働保険の保険料について、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料の申告・納付を行っていただく手続のことです。

平成22年度の年度更新の期間は、6月1日から7月12日までです。

（参考）電子申請システム（電子申請のトップページ）

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>

（照会先）

労働基準局労働保険徴収課企画係（内線 5160）

### ○改善事例 3

国民年金保険料の額の改定の仕組みに関する説明資料の掲載

#### 【改善点】

「国民の皆様の声」に寄せられた御意見を踏まえ、厚生労働省ホームページに国民年金保険料の額の改定の仕組みを分かりやすく説明する資料（「平成 22 年度の国民年金保険料について」）を掲載するとともに、日本年金機構を通じ、全国の年金事務所の窓口職員にも周知を徹底しました。

今後とも、「国民の皆様の声」を踏まえた分かりやすい説明資料を作成するなど、国民の皆様には十分御理解いただけるよう取組を進めてまいります。

（参考）「平成 22 年度の国民年金保険料について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/06/dl/tp0617-1.pdf>

（照会先）

年金局年金課企画法令第 1 係（内線 3337）

## ○今週の現場訪問・意見交換 1

### 職業訓練施設の現場訪問

#### 【概要】

職業能力開発行政に関する現場の状況把握や、職員の実態把握能力の向上のため、職業能力開発局においては、若手職員による現場訪問を順次実施しています。

6月24日には、公共職業訓練を受託している都内2か所の民間教育訓練機関（専門学校等）を訪問し、実際の訓練現場を見学させていただくとともに、訓練の応募や就職支援の状況等について意見交換を行いました。

この結果、

- ・ A校（介護福祉士を養成する2年間の委託訓練を実施）では、先輩の面接情報の蓄積や、卒業後や就職後も含めたサポートなど、きめ細やかな就職支援が行われていること、
  - ・ B校（「国際ビジネス管理科」の委託訓練を実施）では、企業のニーズを踏まえ、英語による会計や法務のほか、中国語入門も講座に取り入れ、グローバル化に対応した高度な人材を養成するための訓練を実施していること、
- 等が確認できました。

今後とも現場の実態把握に努め、職業能力開発施策の企画立案等に活かしてまいります。

（照会先）

職業能力開発局総務課総務係（内線 5911）

## ○今週の現場訪問・意見交換 2

無料低額診療事業を実施している現場の訪問

### 【概要】

無料低額診療事業とは、生計困難者に対して、無料又は低額の費用で診療を行う事業のことです。

6月24日、社会福祉法人が無料低額診療事業を実施している現場（都内2か所の病院）を訪問し、その状況を把握しました。

現場訪問では、

- ・ 生活保護受給者や、ホームレスの方等を対象としていたこと
- ・ 生活保護受給者の方でも、入院時の寝間着等、扶助の対象とならない費用については、病院負担で提供していたこと
- ・ ホームレスの方の場合、救急搬送で来院するケースが多く、その際、救急措置の前に身体の洗浄をする必要があり、そのための専用の設備を設ける等、事業の実施に費用がかかっていること
- ・ 最近では、いわゆるネットカフェ難民の方が脱水症状や栄養失調等で救急搬送されてくるケースもあること

等が確認できました。

（照会先）

社会・援護局総務課企画法令係（内線 2815）

（注）この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例や実態把握のための取組の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。